



No.948 [意匠]本事件登録デザインと先行デザインは同一、類似しないので本事件登録デザインはその登録が無効ではないとした事例

2017. 8. 17 宣告 事件番号 2016-8223 登録無効（意）

事件概要及び判示要旨

本事件登録デザイン	先行デザイン
	

共通点①ないし⑧と関連する各部分は流し台用水はね防止膜の取引時や使用時に見る人の視線と注意を引きやすい部分と見られる。しかし、下の各事情を考慮してみれば、本事件登録デザインと先行デザインを観察する時、共通点①ないし⑨にもかかわらず、相違点 A ないし D のような差によって両デザインは見る人にとって相違する審美感を感じさせるとすることが妥当である。

A. 本事件登録デザインにのみ含まれている歯、鼻、目とひげの間のライン、前足部分の穴も物品を見る人々の目立ちやすい部分で支配的な特徴の一つである。

B. 両デザインにあって目、耳、ひげ及び前足の具体的な形状も物品を見る人々の目立ちやすい部分で支配的な特徴の一つである。

C. 上記のような具体的な形状の差によって本事件登録デザインは、猫を連想させる先行デザインと異なり、ビーバーなどのげっ歯類を連想させる。

D. 上記のように歯などの追加的な形状と目、耳、ひげ、前足の具体的な形状差によって、両デザインが見る人にとって他の動物の形態的特徴を感じさせる以上、相違点 A ないし D が審美感に影響を与えない詳細な差に過ぎないとはすることができない。

したがって、本事件登録デザインは先行デザインと同一、類似しておらずデザイン保護法第 46 条第 1 項、第 33 条第 3 項に相当しない。